(九)　平成二三年四月一日から平成二六年三月三一日までの間に航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率について、一キロリットルにつき一万八、〇〇〇円（改正前二万六、〇〇〇円）に軽減する措置を講ずることとした。（第九〇条の八関係）

(一〇)　平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日までの間に沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率について、一キロリットルにつき九、〇〇〇円（改正前一万三、〇〇〇円）に引き下げることとした。（第九〇条の八の二関係）

(一一)　平成二三年四月一日から平成二六年三月三一日までの間に特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率について、一キロリットルにつき一万三、五〇〇円（改正前一万九、五〇〇円）に引き下げることとした。（第九〇条の九関係）

6　その他

特別還付金の支給制度を次のとおり創設することとした。（第九七条の二関係）

(一)　税務署長は、相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に該当する者又はその相続人に対し、平成二二年分以後の各年分（当該年分の所得税について、更正をすることができる場合又は期限後申告書を提出することができる場合の年分を除く。）の保険年金に係る所得（以下「保険年金所得」という。）のうち所得税が課されない部分の金額に対応する所得税に相当する給付金（以下「特別還付金」という。）を支給する。

(二)　特別還付金の支給を受けようとする者は、公布の日から一年を経過する日までの間に、特別還付金の額等を記載した特別還付金請求書に特別還付金額の計算明細書等を添付して税務署長に提出するものとし、特別還付金請求書の提出を受けた税務署長は、必要な事項を調査して支給額を決定し、その提出者に対し、特別還付金を支払う。

(三)　特別還付金の額は、平成一二年から平成一四年までの各年分と平成一五年分以降の各年分とに区分したうえで、その年分の保険年金所得の金額、その他の所得の金額等に基づいて計算するものとし、特別還付金を支払う場合には、一定の加算金を加算する。

(四)　特別還付金（加算金を含む。）については、所得税を課さない。

(五)　税務署長は、その決定をした特別還付金の額が過大又は過少であることを知った場合には、特別還付金の額の変更の決定をすることができる。この場合において、その変更の決定が、増額の決定であるときはその増額分の特別還付金を支払うものとし、減額の決定であるときは、その決定を受けた者は、その減額分の特別還付金（対応する加算金を含む。）を、一月以内に納付する。

(六)　税務署長の決定又は変更の決定は、公布の日から二年を経過した後は行うことができないものとし、特別還付金の支給を受ける権利及び特別還付金を徴収する権利は、二年間行使しないことによって、時効により消滅する。

(七)　特別還付金請求書の提出、税務署長の決定及び通知、特別還付金の支払又は納付その他の特別還付金に関する事項については、国税通則法の規定及び国税徴収法の規定を準用する。

一八　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正関係

国外送金等調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から一二月三一日までの間に提出すべきであった国外送金等調書の枚数が、一、〇〇〇以上である金融機関は、当該国外送金等調書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等を提出する方法のいずれかにより税務署長に提供しなければならないこととした。（第四条関係）

一九　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正関係

1　たばこ特別税に関する調査について、税務職員は、官公署又は政府関係機関に対し、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることとした。（第一九条関係）

2　故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

たばこ税の申告にあわせて申告しなければならないたばこ特別税の申告を当該たばこ税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことによりたばこ特別税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第二一条関係）

二〇　所得税法等の一部を改正する法律（平成二〇年法律第二三号）の一部改正関係

1　特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した一定の退職金共済事業を行う法人については、所得税法上の公共法人等とみなすこととした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第八条関係）

2　上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する七パーセント軽減税率の特例、上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等に対する七パーセント軽減税率の特例、源泉徴収選択口座における源泉徴収税率等に対する七パーセント軽減税率の特例の適用期限を平成二五年一二月三一日まで延長することとした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第三二条、第三三条、第四三条、第四五条及び第九四条関係）

二一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二二年法律第六号）の一部改正関係

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の施行日を延長し、平成二六年一月一日からの適用とすることとした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第一条、第五二条、第六一条及び第六四条関係）

二二　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（法律第八三号）（総務省）

一　地方税法に関する事項

1　道府県民税及び市町村民税

(一)　法人税割の課税標準である法人税額について、国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずることとした。（第二三条、第二九二条関係）

(二)　平成二四年度から、個人の道府県民税及び市町村民税に係る寄附金税制について、以下の措置を講ずることとした。（第三七条の二、第四五条の二、第三一四条の七、第三一七条の二、附則第五条の五、第五条の六関係）

(1)　寄附金税額控除の適用対象に、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県又は市区町村が条例で定めるもの（特別の利益が寄附者に及ぶと認められるものを除く。以下「控除対象寄附金」という。）を追加することとした。この場合、都道府県が条例で定める寄附金については道府県民税から、市区町村が条例で定める寄附金については市町村民税からそれぞれ税額控除することとした。

(2)　寄附金税額控除の適用下限額を二、〇〇〇円（改正前五、〇〇〇円）に引き下げることとした。

(3)　控除対象寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合においては、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならないこととした。

(4)　(1)の条例の定めは、控除対象寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があった場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないこととすることとした。

(5)　控除対象特定非営利活動法人は、寄附者名簿を備え、これを保存しなければならないこととすることとした。

(6)　都道府県知事及び市町村長は、控除対象寄附金に係る寄附金税額控除の控除額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、控除対象寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができることとした。